

各種国家資格における旧姓使用の状況について

平成 29 年 5 月

内閣府男女共同参画局

平成 28 年 5 月 20 日に、内閣総理大臣を本部長とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定した「女性活躍加速のための重点方針 2016」において、「旧姓の通称としての使用の拡大」として、「通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める」こととされた。

これを踏まえて、内閣府男女共同参画局では、平成 13 年 10 月 11 日に男女共同参画会議基本問題専門調査会において取りまとめられた「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」において、旧姓使用の状況の整理が行われた、弁護士や医師など 12 の国家資格について、前回調査時点から 15 年を経て、女性の就労環境の変化等を踏まえ、旧姓使用の実態が現状でどのようになっているか、改めて調査をした。

また、これら 12 の国家資格に加えて、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等において処遇改善が求められている保育士及び介護福祉士（介護人材）の 2 つの国家資格についても、新たに調査を行った。

今般の男女共同参画局の調査では、所管省庁等に対して、旧姓使用に関する現在の法律の規定の運用状況等を確認したほか、職能団体等に対して、職場での呼称がどのような実態にあるか、あるいは、働く方々から、旧姓を使用したいという声があるか等についてヒアリングを行った。その結果、旧姓使用の実態は、次のような状況にあることが分かった。

- ・ 職能団体が、会員の要望等を踏まえて、会則等によって旧姓使用のルールを定め、運用している国家資格もある。
- ・ 業務独占資格か名称独占資格か（注）によって、免許証等を提示する場面や頻度が異なる。
- ・ 旧姓を使いたいという働く方々のニーズは、職業や業種により大きな違いがある。
- ・ 同一の国家資格を持つ者であっても、どのような業務を行うかによって、旧姓使用のニーズに違いがある。（例えば、看護師等の場合、研究職として、学会等で論文発表を行う者において、業績の継続性等の見地から、旧姓を使用したいという意見が多い。）
- ・ 業種によっては、免許証等に記載された氏名よりむしろ、経営者の経営方針や顧客との関わり等が、職場での呼称に影響する。
- ・ 業種によっては、職場での呼称に関する組織内のルールが、一般企業や官公庁より緩やかである。

14 の国家資格における、29 年 5 月現在の旧姓使用の状況は別紙の通りである。

なお、平成 13 年当時の整理との比較だが、平成 13 年に「×」とされていた資格のうち、公認会計士は平成 16 年に、税理士は平成 15 年に、それぞれ「旧姓使用に関する事務取扱要領」が制定され、建築士は平成 14 年に、国土交通省から各都道府県建築士行政担当課長宛、旧姓使用に関する事務連絡が発出された。その他の 7 つの資格については、平成 13 年の調査時点から法令改正等が行われたものではないが、旧姓を使用したい等の資格保有者の要望を受け、運用を緩やかにしたものである。

（注）業務独占資格とは、有資格者でなければ当該業務を行うことができないもの。名称独占資格とは、有資格者でなくとも、当該業務を行うことは可能だが、他方、有資格者でなければ、その名称を名乗ることができないもの。

各種国家資格における旧姓使用の状況について

	弁護士	司法書士	公認会計士	税理士	建築士	教員
所管省・関係団体	日本弁護士連合会	日本司法書士会連合会	日本公認会計士協会	日本税理士会連合会	国土交通省	文部科学省
業務独占／名称独占 (注1)	業務独占	業務独占	業務独占	業務独占	業務独占	業務独占
旧姓使用の状況	日本弁護士連合会に、「職務上の氏名の届出書」を提出することで、旧姓を使用することができる。	日本司法書士会連合会に、「職名使用届」を提出することで、旧姓を使用することができる。	日本公認会計士協会に「旧姓使用申請書」を提出し、同会から「旧姓使用許可通知書」の交付を受けることで、旧姓を使用することができる。	日本税理士会連合会に「旧姓使用承認申請書」を提出し、同会から「旧姓使用承認通知書」の交付を受けることで、旧姓を使用することができる。	建築士の新規登録の申請又は登録事項変更の届出において、免許証への旧姓併記を希望する旨記載し、旧姓が併記された免許証を受け取ることで、旧姓を使用することができる。	免許状の記載事項（氏名を含む。）に変更が生じた場合、法令上、その書換について義務はないため、免許状の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許状をそのまま使用することができる。
	旧姓の使用が制度上担保されている。	旧姓の使用が制度上担保されている。	旧姓の使用が制度上担保されている。	旧姓の使用が制度上担保されている。	旧姓の使用が制度上担保されている。	旧姓の使用が制度上担保されているものではないが、事実上使用可能である。
関連規定等	日本弁護士連合会「職務上の氏名に関する規則」	日本司法書士会連合会「日司連登録事務取扱規則」	日本公認会計士協会「旧姓使用に関する事務取扱要領」	日本税理士連合会「旧姓使用に関する事務取扱要領」	国土交通省住宅局建築指導課事務連絡（平成14年3月27日）	教育職員免許法

(注1) 業務独占資格とは、有資格者でなければ当該業務を行うことができないもの。名称独占資格とは、有資格者でなくとも、当該業務を行うことは可能だが、他方、有資格者でなければ、その名称を名乗ることができないもの。

各種国家資格における旧姓の使用状況について（続き）

	医師	薬剤師	保健師 助産師 看護師	理容師 美容師
所管省・関係団体	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
業務独占／名称独占（注1）	業務独占	業務独占	業務独占（注2）	業務独占
旧姓使用の状況	免許証の記載事項（氏名を含む。）に変更が生じた場合には、その書換について義務はないため、免許の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許証をそのまま使用することができる。	免許証の記載事項（氏名を含む。）に変更が生じた場合には、その書換について義務はないため、免許の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許証をそのまま使用することができる。	免許証の記載事項（氏名を含む。）に変更が生じた場合には、その書換について義務はないため、免許の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許証をそのまま使用することができる。	免許証の記載事項（氏名を含む。）に変更が生じた場合には、その書換について義務はないため、免許の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許証をそのまま使用することができる。
	旧姓の使用が制度上担保されているものではないが、事実上使用可能である。	旧姓の使用が制度上担保されているものではないが、事実上使用可能である。	旧姓の使用が制度上担保されているものではないが、事実上使用可能である。	旧姓の使用が制度上担保されているものではないが、事実上使用可能である。
関連規定等	医師法、同法施行令	薬剤師法、同法施行令	保健師助産師看護師法、同法施行令	理容師法、同法施行規則 美容師法、同法施行規則

（注1）業務独占資格とは、有資格者でなければ当該業務を行うことができないもの。名称独占資格とは、有資格者でなくとも、当該業務を行うことは可能だが、他方、有資格者でなければ、その名称を名乗ることができないもの。

（注2）保健師は名称独占資格だが、看護師資格取得が、保健師資格取得の要件となっている。

各種国家資格における旧姓の使用状況について（続き）

	管理栄養士 栄養士	調理師	保育士	介護福祉士
所管省・関係 団体	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
業務独占／名 称独占（注1）	名称独占	名称独占	名称独占	名称独占
旧姓使用の 状況	免許証の記載事項（氏名を含む）に変更が生じた場合には、その書換について義務はないため、免許証の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許証をそのまま使用することができる。	免許証の記載事項（氏名を含む）に変更が生じた場合には、その書換について義務はないため、免許証の書換交付の申請をしないことで、旧姓の免許証をそのまま使用することができる。	<p>保育士登録証の記載事項（氏名を含む。）に変更が生じた場合、登録証の書換交付を申請しなければならない。</p> <p>ただし、内閣府において、関係団体にヒアリングをおこなったところ、園児や同僚保育士からの呼称をファーストネームにする保育士もいるなど、園内での呼称は、登録証に記載された氏名よりむしろ、園の保育方針や、保育士本人の考えによるところが大きい。</p>	<p>介護福祉士登録証の記載事項（氏名を含む。）に変更が生じた場合、登録証の書換交付を申請しなければならない。</p> <p>ただし、内閣府において、関係団体にヒアリングを行ったところ、名前が変わると、施設内で担当している高齢者に負担がかかる等の場合、呼称を旧姓のままとする事例もあるなど、呼称は、登録証に記載された氏名よりむしろ、高齢者を始めとした施設利用者の利便性や介護福祉士本人の考え、施設の運営方針等によるところが大きい。</p>
	旧姓の使用が制度上担保されているものではないが、事実上使用可能である。	旧姓の使用が制度上担保されているものではないが、事実上使用可能である。	制度上、旧姓使用は不可だが、園の方針等で、業務上の名称使用が可能である。	制度上、旧姓使用は不可だが、経営者の方針等で、業務上の名称使用が可能である。
関連規定等	栄養士法、同法施行令	調理師法、同法施行令	児童福祉法、同法施行令	社会福祉士及び介護福祉士法、同法施行規則

（注1）業務独占資格とは、有資格者でなければ当該業務を行うことができないもの。名称独占資格とは、有資格者でなくとも、当該業務を行うことは可能だが、他方、有資格者でなければ、その名称を名乗ることができないもの。

（備考）栄養士免許の付与、調理師免許の付与、保育士登録証の交付は都道府県知事の管轄。

「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」（平成 13 年 10 月 11 日、男女共同参画会議基本問題専門調査会）
からの抜粋

各種国家資格における旧姓使用状況について 平成 13 年当時の整理

	弁護士	司法書士	公認会計士	税理士	建築士	教員
所管省・関係団体	日本弁護士連合会	日本司法書士会連合会	日本公認会計士協会	日本税理士会連合会	国土交通省	文部科学省
旧姓使用の現状	○ ・弁護士名簿への登録は、戸籍名。（日弁連会則第 18 条） ただし、連合会の会員名簿については旧姓（通称を含む）が可能。（日弁連登録第 658 号）	○ ・司法書士名簿への登録は旧姓の併記が可能。（日司連登録事務取扱規則）	× ・公認会計士名簿への登録する氏名は、戸籍によるものとされている。（公認会計士法、公認会計士登録規則）	× ・税理士名簿への登録は戸籍名。 ・税理士証票の氏名は、税理士名簿と同一とする。（税理士法、同施行規則）	× ・免許の申請には、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付することとなっており、旧姓使用は不可。（建築士法、同法施行令、同法施行規則） ・免許証についても変更事項の書き換えが義務付けられており、名簿と同一の氏名でなければならない。	× ・免許状での旧姓使用は原則不可。（教育職員免許法） ・ただし、免許状の書換、再交付については強制されていない。
その他			・外国人については、外国人登録済証明書に記載された本名又は通称の使用可	・外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により税理士名簿への通称併記が可能。	・平成 14 年 4 月以降、旧姓使用が可能となるように建築士法施行規則を改正する予定。	

注：一部でも旧姓が使用可能なものについては○を、全てにおいて旧姓が使用不可なものについては×を付している。

「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」（平成13年10月11日、男女共同参画会議基本問題専門調査会）
からの抜粋

各種国家資格における旧姓使用状況について 平成13年当時の整理

	医師	薬剤師	保健婦 助産婦 看護婦	理容師 美容師	管理栄養士	調理師
所管省・関係団体	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省
旧姓使用の現状	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医籍、免許証での旧姓使用は原則不可。(医師法、同法施行令) ・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(薬剤師法、同法施行規則) ・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健婦籍、助産婦籍、看護婦籍、免許証での旧姓使用は原則不可。(保健婦助産婦看護婦法、同法施行令) ・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(理容師法、同法施行規則、美容師法、同法施行規則) ・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士名簿、登録証での旧姓使用は原則不可。(栄養士法、同法施行令) ・登録証については、記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。 ※平成14年4月以降、登録証は免許証に変更予定 	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿、免許証での旧姓使用は原則不可。(調理師法、同法施行令) ・免許証については記載変更が生じた場合それを強制していないため、修正を行わない場合もある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により、通称との併記可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により、通称との併記可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人については、外国人登録原票記載事項証明書により、通称との併記可。 		<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士は、現在、免許証には戸籍上の氏名とされているが、平成14年4月以降、管理栄養士と同様の規定とする予定。 	

女性活躍加速のための重点方針 2016（抜粋）

平成 28 年 5 月 20 日
すべての女性が輝く社会づくり本部

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(1) 税制・社会保障制度等の見直し
(略)

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。

また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。

さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。